

第5回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月21日（木） 午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
1 番 小林 広美	金田 正 岡田 毅
2 番 大根田 源一	佐藤 一典 荒井 昭雄
3 番 酒井 和夫	岩崎 進 阿久津 正好
4 番 黒崎 浩	手塚 孝夫
5 番 黒崎 陽子	直井 純一
6 番 綱川 祥史	小林 康男
7 番 岩村 隆	酒井 紀之
8 番 小林 芳晴	黒崎 文雄
9 番 阿久津 信市	鈴木 省一
10 番 小林 峰子	菊地 方敏
11 番 黒崎 俊行	

4. 欠席農業委員 0人

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	森山 陽市
事務局長補佐兼係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第19号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第20号 農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について
議案第21号 非農地証明願に対する証明の可否について
議案第22号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第23号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
報告第5号 農地法第18条の解約通知について

令和8年第5回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和8年第5回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は11人です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、7番 岩村 隆委員、8番 小林 芳晴委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第19号	
議長	それではただ今から、議案第19号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第19号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第19号 所有権移転許可申請 10番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区推進委員の意見を求めます。 10番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員をお願いします。
西高橋・打越新田地区推進委員	はい、西高橋・打越新田の阿久津です。議案第19号 10番の所有権移転許可申請についてご説明申し上げます。 付属資料の1ページ、2ページをご覧ください。譲受人の■さんは、父親からの相続にあたり土地を調べていたところ、自宅に隣接する畑の一部が■さんのものであったことが判明しました。■さんと話をしたところ、譲り受けるということになりました。実耕作者でもあり問題はないと思いますが、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 ただ今阿久津推進委員の言われた通りであり、実耕作者であるため、何ら問題ないと思われますが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第19号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第19号は許可することと決定しました。
○議案第20号	
議長	続きまして、議案第20号「農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第20号「農地の転用許可後の事業計画変更に対する意見決定について」 次のとおり農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請があったので、その意見決定について審議するものとする。

	【議案第 2 0 号 事業計画変更申請 1、2 番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 1 番、2 番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。
西高橋・ 打越新田地区 推進委員	はい、西高橋・打越新田地区担当の阿久津です。議案第 2 0 号 1 番について説明します。付属資料 3 ページから 7 ページをご覧ください。こちらの案件は令和 6 年に営農型太陽光発電設備を設置したところになります。当初の申請では柱の基礎がスクリー杭で申請されたものですが、施工時に地盤が軟弱なことがわかりコンクリートの浮沈防止ベースに変更したということになります。 続いて 2 番になりますが、こちらは資料の 8 ページから 1 2 ページをご覧ください。こちらは令和 4 年に営農型太陽光発電設備を設置したところになります。設置時に申請したパネルおよびパワーコンディショナーが廃盤になっていたため、申請時と異なるものが施工されたということでした。また設置位置も営農作業が効率的に行えるようにということで、土地の区画に合わせた形に変更されたものです。致し方ないと思いますが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議長	こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 1 番についてですが、付属資料の 3 ページにあるように、事業計画のところでスクリー杭がスクリー杭およびコンクリート独立基礎に変更ということです。 2 番の方は、付属資料の 8 ページの事業計画のところにありますように、パネル型式および枚数、パワーコンディショナーの型式変更等であり、また顛末書も出ていることから、致し方ないと思われませんが、皆さまの慎重なる審議をお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 2 0 号について、承認との意見を付すことに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第 2 0 号は承認との意見を付すことで可決しました。
○議案第 2 1 号	
議長	続きまして、議案第 2 1 号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 2 1 号「非農地証明願に対する証明の可否について」 次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。 【議案第 2 1 号 非農地証明願 4 番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 4 番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。
下高根沢地区 推進委員	はい、下高根沢地区 酒井です。議案第 2 1 号、4 番についてご説明します。 付属資料の 1 3 ページから 1 8 ページをご覧ください。一度、非農地証明を受けていますので、特段問題ないと思われる案件ですが、皆さまの慎重なる審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	4 番 黒崎 浩委員、他に意見があればお願いします。

4 番委員	はい、4 番黒崎です。先ほどの事務局の説明、酒井推進委員さんの説明の通り、この案件は平成 29 年の 7 月 19 日に一度、非農地証明の許可が出ております。ですが登記変更せずに、証明書を紛失したため、再び今回証明願いが出ているという案件でございます。致し方ないかと思いますが、皆さんの慎重なる審議よろしくをお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 21 号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第 21 号は原案のとおり証明することで決定しました。
○議案第 22 号	
議長	続きまして、議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、3 番 酒井 和夫委員、4 番 黒崎 浩委員が退席となります。
	(酒井委員、黒崎 浩委員 退席)
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 22 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。 5 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和 8 年 6 月 24 日、利用権設定等の面積 173,734.99 平方メートル、令和 8 年中の累計 978,630.24 平方メートル。詳細は、6 ページから 9 ページ記載の合計 27 件となります。お目通しをお願いします。
議長	以上で事務局の説明を終わります。 それではただ今から 3 分間、お目通しをお願いします。 (審査中)
議長	審査を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 22 号について、原案に対し意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)

議長	起立全員であります。よって、議案第２２号は意見なしと決定しました。 酒井 和夫委員、黒崎 浩委員の入場をお願いいたします。 (酒井委員委員、黒崎 浩委員 着席)
○議案第２３号	
議長	続きまして、議案第２３号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第２３号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」 次のとおり農用地等の売渡し及び買受けの申出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて審議するものとする。 詳細は１１ページに記載の１件となります。お目通しをお願いいたします。以上です。
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 こちら１件ですので、審査時間を省略します。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第２３号について、原案のとおり要請することに賛成の委員は、起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第２３号は原案のとおり要請することに決定いたしました。
○報告第５号	
議長	続きまして、報告第５号「農地法第１８条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第５号「農地法第１８条の解約通知について」 次のとおり農地法第１８条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細につきましては、１２ページから１３ページまでに記載の合計５件となります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和８年第５回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。 (閉会午後２時３０分)